

為替自動振込規定

多摩信用金庫

1. (自動振込の取扱い)

この自動振込は、為替自動振込依頼書（以下「依頼書」という。）に指定された振込日に引落口座（以下「指定口座」という。）から振込資金を引落しのうえ、電信振込でお受取人の預金口座あて振込いたします。

なお、ご依頼人への預金口座からの引落とし通知または振込通知は行わないものとします。

2. (手数料)

この自動振込の利用に際しては、当金庫所定の契約手数料（「基本手数料」という。）と振込手数料を当金庫に支払うものとします。

なお、振込手数料は、振込日に指定口座から振込資金とともに引落しのうえ支払うものとします。

3. (振込日)

依頼書に指定された振込日が、当金庫の休業日となる場合には依頼書のご選択に従い処理を行います。

指定された振込日が振込する月に該当しない場合には、その月の末日を振込日とします。

4. (指定口座の資金残高と引落とし)

- (1) 指定口座の残高が、振込日（金庫指定の時間内に限ります。）に振込金額と振込手数料の合算額に満たないときは、特に通知はせずにその日の振込みは行なわないものとします。
- (2) 振込日に各種料金等の自動引落額と、振込金額と振込手数料との総額が指定口座の資金残高をこえるときは、そのいずれを引落すかは当金庫の任意とします。
- (3) 振込資金と振込手数料は、当座勘定規定または普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに指定口座から引落としをします。

5. (依頼内容の照会等)

- (1) 依頼書の依頼内容により、当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について当金庫からご依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、指定口座に戻入れの手続きを行い、すみやかに通知します。戻入れを行った返却資金の再振込は行いません。

なお、依頼書の依頼内容については次回の振込日前日までに返却事由に応じた変更等の届出をすみやかに書面により行ってください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (依頼内容の変更)

- (1) 依頼書を当金庫に提出した後に、その依頼内容を変更する場合には、当金庫所定の手続きをお取りください。この場合、当金庫所定の本人確認書類の提出を求めることがあります。
- (2) 前項の場合において、当金庫がすでに振込先の金融機関に振込通知を発信しているときは、変更できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

7. (解約)

- (1) 依頼書の振込期間の終了前に振込を取り止めとする場合には、振込日の前日までに当金庫所定の自動振込解約届に記名押印のうえ提出してください。
- (2) 依頼書の指定口座が解約された場合には、この契約は自動的に解約されたものとします。
- (3) 当金庫が必要と認めたときは、通知を省略していつでもこの契約を解約することができるものとします。
- (4) この契約は、依頼書の振込期間満了をもって終了となります。

8. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変・当金庫の責によらない事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2021年7月1日現在)